

令和6年度 委託学童クラブ 延長保育のご案内

- ・ねりっこ学童クラブおよび委託学童クラブでは延長保育を実施しています。
- ・延長保育を利用する場合には、ご利用月の前月末日までに申請が必要です。
(末日が日祝日の場合は、その前日の学童が開設している日までに申請してください。)
- ・延長保育を利用する場合には、通常の保育料とは別に保育料がかかります。
(保育料は、全ての区立学童クラブで同じです。)

(1) 延長保育の保育時間・保育料

	区分	通常的时间	朝の延長（繰上げ）時間	夕方の延長時間
保育時間	平日	放課後～午後6時	なし	午後6時～午後7時
	土曜日※1	午前9時～午後5時	午前8時～午前9時	午後5時～午後7時
	学校休業日 ※2	午前9時～午後6時	午前8時～午前9時	午後6時～午後7時
保育料	1人目	5,500円（月額）	500円（月額）	2,000円（月額）
	同一世帯 2人目以降	4,500円（月額）		

※1 学校のある土曜日について朝の延長時間はありません。

※2 学校休業日とは、三期休業(春休み・夏休み・冬休み)および学校行事による振替休日のことです。

(2) 延長保育実施学童クラブ

学童クラブ案内の26ページ「16 練馬区立学童クラブ一覧」および27ページ「17 練馬区立ねりっこ学童クラブ一覧」をご覧ください。

(3) 延長保育のご利用にあたって

- ・延長保育は、委託学童クラブおよびねりっこ学童クラブに入会している児童のみ利用が可能です。
- ・延長保育の申請は、月単位です。ご利用月の前月末日までに申請が必要です。
利用申請のない月の、急なご利用はできません。
- ・利用申請をした月は、実際の利用がなくても延長保育料がかかります。
なお、前月末日までに取下届を提出した場合は、保育料はかかりません。
- ・延長保育の申請をされた方には、事前に利用予定日を確認させていただきます。
- ・延長保育の申請は、その時点で「入会が承認されている期間」のみ提出が可能です。
「入会が承認されていない期間」の延長保育については、新たに入会が承認された後、あらためて申請が必要です。

※夕方6時以降の保育を利用する場合は、保護者によるお迎えをお願いいたします。

○問合せ先

各学童クラブ

子育て支援課 放課後対策第一係
(ねりっこ学童クラブに関すること)

電話：5984-1519

子育て支援課 放課後対策第二係
(区立委託学童クラブに関すること)

電話：5984-1078

子育て支援課 児童館係
(区立指定管理学童クラブに関すること)

電話：5984-5827